

## 入札のお知らせ

次のとおり公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

令和7年7月16日

秋田市長 沼 谷 純

### 1 入札に付する事項

(1) 入札に付する事項は次のとおりとする。

- ア 委託番号および案件名  
秋田市学校施設長寿命化計画改定業務委託
- イ 履行場所および履行期間  
別紙仕様書参照

(2) 入札参加要件

次のすべてを満たすこととする。

- ア 地方公共団体が発注した学校施設長寿命化計画（個別施設計画）の見直し  
・改定の業務実績があること。
- イ 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士又は技術士（総合技術監理—建設部門）を有すること。
- ウ 租税に滞納がある者ではないこと。
- エ 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。
- オ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者ではないこと。
- カ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。

### 2 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札参加希望者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

- ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）
- イ 業務受注状況調（様式2）
  - ・提出期日現在までの業務受注状況
  - ・記載した業務委託の契約書又は内容の分かる書類を添付すること。
- ウ 暴力団排除に関する誓約書（様式3）
- エ 納税証明書等
  - (ア) 消費税の納税証明書
    - ・直近の事業年度のものを提出すること。
  - (イ) 秋田市に納めた法人市民税の納税証明書
    - ・秋田市内に事業所等を有している者のみとする。

- ・直近の事業年度のものを提出すること。
- ・個人営業の者は、個人市民税の領収証書とする。また、非課税の場合は非課税証明書とする。

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税の納税証明書

- ・申請日において納付期限が到来している分で直近4期分
- ・固定資産税が0円の場合は「課税証明」、秋田市に固定資産を有していない場合は「資産なし証明」とする。

※(ア)～(ウ)の書類は、入札参加申込日前3か月以内に発行されたものとする。  
(写し可)

オ 商業登記簿謄本又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）

※入札参加申込日前から3か月以内に発行されたものとする。（写し可）

カ 有資格者の各資格証の写しと雇用関係を証明するもの

(2) 同一の入札について、代表者が同一人となっている業者が一緒にした入札は無効とするので、代表者が同一人となっている複数の業者は、同一の案件に参加申し込みすることはできない。

(3) 申込書等の受付

ア 受付期間 令和7年7月16日（水）から7月23日（水）まで（ただし、土曜日、日曜日および祝日は除く）

イ 受付時間 午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで。ただし、受付期間最終日の受付時間は、午前9時から正午までとする。

ウ 受付場所 秋田市教育委員会総務課（秋田市山王一丁目1番1号 秋田市本庁舎5階）

エ 提出方法 教育委員会総務課のホームページから申込書をダウンロードし、必要事項を記入のうえ受付場所へ持参又は郵送により提出することとし、郵送の場合は配達記録を残すこと。又、提出書類をPDF化して電子メールで担当課へ送信すること。

(E-mail: ro-edmn@city.akita.lg.jp)

### 3 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者へ指名通知する。
- (2) 資格審査の結果により、指名されない場合がある。その者にはその旨を通知する。
- (3) 上記(1)および(2)の通知については、令和7年7月23日（水）以降に電子メールで送付する。

### 4 入札に関する事項

(1) 開札日時 令和7年7月30日（水） 午後1時

(2) 場所 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市本庁舎5階 会議室5-A

(3) 入札保証金および契約保証金

秋田市財務規則第109条により入札保証金が必要となるため、金額や納付方法などについては、秋田市財務規則、別紙「入札保証金の取扱いに係る説明書」を参照すること。

(4) 契約日

落札が決定した日から令和7年8月5日（火）まで

(5) 注意事項

ア 入札書は郵便による提出を認める。この場合は、二重封筒を用いることとし、内封筒に件名、入札参加者名を記載し、入札書を封入し封かんした上で、郵送用の外封筒により送付すること。外封筒は、あて名を「秋田市教育委員会総務課」とし、表側に入札書在中の旨と入札参加者の住所、名称（法人にあっては、法人名）および氏名を記載して、書留の取り扱いで令和7年7月30日（水）の午前10時まで必着とする。

イ 入札者は入札に立ち会いする場合、入札会場への入場者は1社2名以内とする。

ウ 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ参加すること。

エ 消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載すること。

オ 開札は、入札者を立ち合わせて行うが、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

カ 予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。最低制限価格より低い入札をした者については落札者とししないものとし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

キ 開札の結果、落札者がいないときは、後日、再度の入札を1回に限り行う。

なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も再入札に参加できることとする。また、再入札についても郵便による入札書の提出を認めることとし、この場合は4(5)アに示す方法で令和7年8月6日（水）までに教育委員会総務課へ提出すること。

ク 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定する。なお、入札に立ち会わない最高価格入札者のくじは、入札と関係のない本市職員が、これに代わってくじ引きを行う。また、くじ引きは辞退できないものとする。

ケ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出すること。その際、入札書には代理人の印を押印すること。

コ 入札を辞退する場合は、入札執行前にあっては入札辞退届を入札執行担当課（教育委員会総務課）に提出し、入札執行中にあっては、入札辞退届またはその旨を記載した入札書を開札までに入札執行者に直接提出してください。

サ 入札参加資格のない者のした入札、申請書または資料に虚偽の記載をした

者のした入札および委任状を提出していない代理人のした入札は無効とします。

## 5 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 申込書の提出に関する問い合わせ先  
秋田市教育委員会総務課施設担当（電話８８８－５８０５）